

○ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県の努力義務として、国が策定する基本計画を基本とする都道府県認知症施策推進計画を策定することや、計画案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くことが規定されている。

○ 今般、「大阪府認知症施策推進計画2024」の策定にあたり、基本法の趣旨を踏まえ、計画案の概要を説明し、意見を伺った。

【日時】令和6年1月13日 【参加者】13名（認知症の本人：6名（若年性認知症の人を含む）、家族：7名） 【資料】別添

ご意見等の要旨及びご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。

整理番号	第3節 認知症施策の推進方策	ご意見（要旨）	大阪府の考え方
1	第1項 理解増進、相談体制の整備等 1. 認知症の人に関する理解の増進 第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 2. 若年性認知症の人を含む認知症の人の社会参加の機会の確保等 (1) 認知症の本人からの発信支援等	まだまだ認知症への偏見はあると感じていて、私は、自分が認知症であることを言いたくなかった。でも仲間の力は大きい。今は言いにくいとも言える。	認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及するため、リーフレットやパンフレット、ホームページなどを活用して認知症に関する啓発を行います。(P106, 108) また、認知症の人や家族が地域の人と相互に情報を共有し、理解し合う場となる認知症カフェの設置に係る市町村支援や、認知症の人が集い、主体的に語り合う本人ミーティングの普及等に取り組みます。(P107, 108, 114, 117)
2	第1項 理解増進、相談体制の整備等 2. 相談体制の整備等	認知症について相談したいとき、まずどこにアプローチしたらよいか分からず、情報がなくて困った。	本計画では、府のホームページ等において認知症の基礎知識や相談窓口等の府民への情報発信を充実していく旨を記載しております。認知症に関する相談窓口は各市町村において設置されており、その連絡先を取りまとめて紹介しています。(P106, 107, 108)
3	第1項 理解増進、相談体制の整備等 2. 相談体制の整備等	認知症について市町村に相談したとき、高齢者福祉担当部局と障がい者福祉担当部局とのタテ割りを感じる。それぞれの制度に通じてほしい。	認知症に関する相談体制の構築は本人や家族支援の大切な基盤であることから、府では、市町村における身近な相談窓口について周知が進むよう、市町村に働きかけます。(P107) 府では、市町村の認知症施策担当部局の担当者に集まっていただき、情報共有や意見交換を行う会議を開催しておりますので、こうした機会を活用して、障がい者福祉担当部局との連携が進むよう働きかけることとします。
4	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (1) 生活におけるバリアフリー化の推進	異性の介助者では性別分けされたトイレの中にまで入れないため、街中に多機能トイレを増やしてほしい。	公共交通機関や建築物のバリアフリー化については、第2項に記載しているところです。(P112, P115) 令和5年5月に改訂した「福祉のまちづくり条例ガイドライン」において、異性の介助者に配慮して、男女共用の車椅子使用者用便房を設けることが望ましい旨を新たに追記しており、引き続き啓発に努めてまいります。
5	第1項 理解増進、相談体制の整備等 2. 相談体制の整備等 第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (1) 生活におけるバリアフリー化の推進	現在地がわからなくなる。今いるところを説明出来ないことが大変。 スマートホンのGPS機能は今いるところがわかり便利。ただ、認知症になってから使い方を学ぶことは大変。	認知症に関する正しい知識と理解を持って地域で認知症の人を手助けする認知症サポーターの養成を市町村と連携して推進します。(P106) 府として、民間事業者に対して、日本認知症官民協議会が作成した「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」を周知し、接遇向上を促進することとしており、今後作成が予定されている同手引きの「携帯ショッパ編」についても周知していく等により、生活におけるバリアフリー化の推進に取り組みます。(P112, 115)
6	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (3) 地域支援体制の強化	障害者総合支援法の移動支援事業（ガイドヘルプ事業）（※1）について、就労支援等にも使えるよう利用の要件を緩和してほしい。外出を支援しないと、ますます家に閉じこもってしまう。65歳以上でも利用できるようにしてほしい。	移動支援事業は、障害者総合支援法に基づき市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられていることから、地域の実情や支援の必要性等を踏まえ、市町村において移動支援の利用を判断することになっております。
7	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 1. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 (3) 地域支援体制の強化	インフォーマルな移動支援のサポート活動に、行政から支援してほしい。	府といたしましては、認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズ（外出支援等）と認知症サポーターをつなげる仕組みである「チームオレンジ」の市町村における設置を支援します。(P107, 108)
8	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 2. 若年性認知症の人を含む認知症の人の社会参加の機会の確保等 (1) 認知症の本人からの発信支援等	認知症になっても新しい出会いがあり、仲間とともに、楽しく、やりたいことができる。認知症と診断された人も、閉じこもらないで外に出てきてほしい。	認知症の人が生き生きと活動している姿は、多くの認知症の人に希望を与えるものと考えられることから、本人ミーティングの普及や、地域版認知症希望大使の大阪府における設置の検討等、本人発信支援の取組みを推進します。(P107, P113)
9	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 2. 若年性認知症の人を含む認知症の人の社会参加の機会の確保等 (1) 認知症の本人からの発信支援等	研修会やセミナー等の場では、学識経験者や支援者からの話もよいが、認知症の本人が自分の気持ちを話すと人々に伝わりやすく、認知症への理解がより広がると思う。	同上
10	第2項 安心して生活を営むことができる認知症バリアフリーの推進 2. 若年性認知症の人を含む認知症の人の社会参加の機会の確保等 (2) 若年性認知症の人への支援	治療と仕事の両立を支援する「両立支援コーディネーター」（※2）に、若年性認知症の人への理解を深めてほしい。	ご意見については「両立支援コーディネーター」を所管する機関（独立行政法人労働者健康安全機構）にお伝えさせていただきます。
11	第3項 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備 (1) 早期発見・早期対応と医療体制の整備	本人が過去の病歴を忘れることもあるため、医療機関間で認知症の本人の過去の医療情報を共有できるようになると良い。	医療機関間での個人の医療情報の共有については、現在国において検討が進められているところです。ご意見については、庁内の関係部局にお伝えさせていただきます。
12	第3項 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備 (2) 医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進	一般の医療を受ける際に認知症を理由に診療を断られることや、理解してもらえないまでに時間がかかることがある。医師を含む医療従事者の認知症への理解を進めてほしい。	かかりつけ医や病院勤務の医療従事者（医師、看護師等）等を対象に、認知症に関する知識・技術や、認知症の人及び家族を支える知識等を習得するための認知症対応力向上研修を実施します。(P112, 123, 125)
13	第4項 認知症の予防 (2) 認知症（MCIを含む）の早期発見・早期対応等の推進	認知症になっても希望を持って暮らせる、隠すことではないとの理解が広がることによって、早期受診、早期発見、早期対応につながる。	認知症の人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるよう、認知症の症状やMCI（軽度の認知機能の障がい）に関する知識の普及啓発を進めます。(P129, 130)

（※1）社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業。市町村が実施主体。

（※2）治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報等を整理して本人に提供する者。独立行政法人労働者健康安全機構が養成研修を実施。